

20130/011A-B (1/2)

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

企業業績と高齢者・若者の雇用および育児期の働き方に関するパネル実証研究  
（H24-政策-一般-005）

平成24年度～25年度 総合研究報告書

平成25年度 総括研究報告書

（第1／2冊）

研究代表者 北村 智紀  
ニッセイ基礎研究所 金融研究部門  
平成26（2014）年5月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

企業業績と高齢者・若者の雇用および育児期の働き方に関するパネル実証研究  
（H24-政策-一般-005）

平成24年度～25年度 総合研究報告書

平成25年度 総括研究報告書

研究代表者 北村 智紀  
ニッセイ基礎研究所 金融研究部門  
平成26（2014）年5月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

企業業績と高齢者・若者の雇用および育児期の働き方に関するパネル実証研究  
（H24-政策-一般-005）

平成24年度～25年度 総合研究報告書

研究代表者 北村 智紀  
ニッセイ基礎研究所 金融研究部門  
平成26（2014）年5月

## 目 次

I. 総合研究報告	-----	(4)
ニッセイ基礎研究所 金融研究部門 北村智紀		
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	(12)
III. 研究成果の刊行物・別刷	-----	なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学研究事業）

総合研究報告書

企業業績と高齢者・若者の雇用および育児期の働き方に関するパネル実証研究

研究代表者 北村 智紀

ニッセイ基礎研究所，金融研究部門，主任研究員

研究要旨

本研究は、『成年者縦断調査』および『中高年者縦断調査』を利用し，中高年者の雇用選択，中高年者と成年者の就業状況パターン，次世代育成支援対策推進法の効果，2007年所得税改正による家計行動の変化，退職を迎える中高年者の金融資産蓄積動向及び中高年者の介護負担について分析した。その結果，中高年者の雇用選択については，賃金，労働時間，総収入，受け取る年金額，金融資産，健康状態，介護等に依存するものであった。高年者と成年者の就業状況パターンについては，2007年から2009年にかけては就業状態に変化が少なかった。若年者と高齢者の雇用に関して明確な関連性はないことが示唆される。次世代育成支援対策推進法それ自体の効果は認められなかった。中高年家計は2007年所得税改正により所得弾性値が有意に高まっていた。中高年者家計の金融資産蓄積動向は，Feldstein(1974)等が言う公的年金と金融資産の資産代替効果と逆の関係であり，受け取る年金額が多いと考えられる者ほど金融資産の蓄積があった。最後に中高年者の介護では，有配偶女性や無配偶女性では，介護負担により就業確率が下がる傾向のほか，先行研究では見られない就労時間が短くなる傾向がみられた。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属研究機関における職名

宮島 英昭	早稲田大学，商学学術院，教授
上村 敏之	関西学院大学，経済学部，教授
松浦 民恵	ニッセイ基礎研究所，生活研究部門，主任研究員
中嶋 邦夫	ニッセイ基礎研究所，保険研究部門，主任研究員

## A. 研究目的

本研究の目的は、(1)高齢者の雇用促進や就労による収入増が、若年者の失業や収入減の原因となっているか、(2)育児休業制度や短時間勤務制の導入が進んでいるか、従業員が実際に制度を利用し制度が実質的に機能しているか、について経済環境変動等の影響を考慮した上で実証分析を行い、少子化問題や年金問題の施策への提言が目的である。

本研究の必要性は、少子高齢化かつ人口が減少しているわが国の課題である、女性や高齢者が就労して機能発揮し経済活力を高めることに対して、それらを抑制する要因を明らかにすることであり、これらの抑制要因を取り除く政策策定に寄与する。

## B. 研究方法

本研究は、21世紀成年者継続調査のうち、『国民の生活に関する継続調査(以下、『成年者縦断調査』とする)』と『中高年の生活に関する継続調査(以下、『中高年者縦断調査』とする)』を利用し、クロス集計表や多変量解析等を用いて実証分析を行う。

### (倫理面への配慮)

研究公表時にはデータのクロス集計等により、集計結果が少数例(3以下とする)で、生活状況および社会経済的状況、疾病等の項目から個人が特定されてしまうような場合は、秘匿処置としてそのデータは公表し

ないものとする。

## C. 研究結果

1年目の研究においては、中高年縦断調査及び成年者縦断調査のデータをパネルデータとして分析できるように整備し、北村・上村・中嶋は論文「男性高齢会社員の雇用形態および退職行動の分析」を執筆した。中嶋は「2000年代の若年層と高齢層の就業状態の変化パターン(大規模パネルデータに対する潜在移行分析の適用事例)」を執筆した。上村・北村・中嶋は「所得税住民税の限界税率の推計」を執筆した。北村は「三大疾病および親族介護の経済的・精神的負担に関するパネル実証研究」及び「働き方と金融資産蓄積に関する実証研究」を執筆した。松浦・北村・中嶋は論文「育児休業取得に対する次世代法の政策効果」を執筆した。これらの成果により、各検討項目について基本的な分析結果を得るという目的は十分達成された。

2年目の研究においては、昨年度の報告書に執筆した各論文に関して、研究会や学会報告等における議論を参考に、発展的な分析を行った。北村・上村・中嶋は昨年度報告書第1章である論文「男性高齢会社員の雇用形態および退職行動の分析」について分析精度を高める研究を実施した。また政策的インプリケーションについて検討し、論文“Estimating the Trade Off Between Continuing in the Labor

Force and Pension Benefits Using Panel Data in Japan”を執筆した。

松浦・北村・中嶋は昨年度報告書第6章である論文「育児休業取得に対する次世代法の政策効果」について分析精度を高める研究を実施した。同時に政策的インプリケーションについて検討し、論文“Empirical Evaluation of Japan’s 2003 Law Regarding Childcare Support: Effects on Full-time Female Employment,”を執筆した。

上村・北村・中嶋は昨年度報告書第3章である論文「所得税住民税の限界税率の推計」を発展させ、2007年に実施された所得税改革に対する所得弾性値を推計し、高齢者家計の行動と分析する論文「2007年所得税改正にともなう高齢者家計の所得弾性値の変化」を執筆した。

北村は昨年度報告書第4章「三大疾病および親族介護の経済的・精神的負担に関するパネル実証研究」及び第5章「働き方と金融資産蓄積に関する実証研究」について、研究会や学会報告等における議論を参考にこの2つの論文を統合し発展させる研究を実施した。さらに政策インプリケーションを検討して、論文「過去と現在の働き方と金融資産蓄積に関するパネル実証研究」を執筆した。

中嶋は今年度の新規課題として報告書第5章「中高年者の介護負担」を執筆した。

宮島は何れの研究においても、政策インプリケーションの検討に貢

献した。

なお、『中高年者縦断調査』及び『成年者縦断調査』共に2011年までのデータが利用可能であったが、経済状況や法律の変化等を考慮して、本研究では2010年までのデータを利用することにした。

各検討項目について昨年度の研究を発展させ、政策インプリケーションを検討するという目的は十分達成された。

#### D. 考察

詳細な研究成果について、該当年度の総括研究報告書の各章をご参照頂きたいが、概略を述べると以下のとおりである

平成24年度総括報告書第2章の「2000年代の若年層と高齢層の就業状態の変化パターン（大規模パネルデータに対する潜在移行分析の適用事例）」では、パネルデータを利用して、2000年代の若年層と高齢層の就業状態の変化パターンを分析した。2000年代に入り若年層では非正規雇用の増加、高齢層では就業継続の動きが見られ、またリーマンショックも発生した。このような環境で、若年層と高齢層がどのような就業状態をたどったのかをパネルデータに潜在移行分析(latent transition analysis)を適用して明らかにした。利用データは、厚生労働省が実施した『成年者縦断調査』と『中高年者縦断調査』である。2007年から2009年にかけては就業状態(クラス)の変化が少なく、特に非

ホワイトカラーのクラスや自営のクラスからホワイトカラー・正規のクラスへ移行する確率がゼロとなるなどの結果が得られた。若年者と高齢者の雇用に関して明確な関連性を示す結果は得られなかった。

以下の研究課題は平成 24 年度及び平成 25 年度共通の研究課題である。平成 24 年度において基本的な知見を得たが、平成 25 年度は発展的な研究を行い、政策インプリケーションを検討した。研究の内容については、2 年分の内容を平成 25 年度総括報告書に記載してある。以下の章番号は平成 25 年度総括報告書のものである。

第 1 章「男性高齢会社員の雇用形態および退職行動の分析—中高年縦断調査を利用した固定効果ロジット・モデル分析—」では、『中高年縦断調査』を利用して、男性会社員を対象に、どのような要因が退職前後の雇用形態の選択および退職行動を決めているかを分析した。雇用形態としては、フルタイム、パートタイム、派遣・嘱託、自営、無業である。本稿では現実に選択された雇用形態だけでなく、現実には選択されなかった雇用形態における賃金、労働時間、収入、在職老齢年金を考慮した年金受給額を分析に取り入れている点が特徴である。その結果、既婚者、扶養する子供がいる家計、預貯金がある家計、大学・大学院卒がフルタイムを継続する傾向があった。一年以内に退職する経験があると、無業、パートタイム、派遣・嘱託、自営を選択する傾向があり、

フルタイムでの再就職は難しいことが示唆される。6 大疾病の診断があると、派遣・嘱託と無業の選択確率が上昇し、6 大疾病での入院があると自営、無業の選択確率が上昇した。親族を介護する状況では、パートタイムや自営、無業が選択される傾向があった。賃金、労働時間、収入のそれぞれの増加を年金給付額に換算した限界代替率をみると年金額の減少を非常に嫌がる就業選択を行っているとは言えなかった。

第 2 章の「ワークライフバランス改善に関する次世代法の政策効果—厚生労働省『21 世紀成年者縦断調査』では、厚生労働省『21 世紀成年者縦断調査』を利用して、次世代育成支援対策推進法（「次世代法」）の効果を検証した。この法律は、仕事と育児の両立支援等を通じて、子どもを生み育てる環境を整備することを目的として導入されたものである。なかでも、次世代法で企業に課された一般事業主行動計画の策定・提出義務は、とりわけ育児を担う女性の就業継続支援を狙ったものだといえる。この次世代法は 2015 年 3 月までの期限が設けられた時限立法であったが、2014 年 4 月に有効期限がさらに 10 年延長された。次世代法による今後の政策を検討するうえで、これまでの政策効果を検証することは非常に重要である。しかしながら、次世代法の政策効果に関する研究は、まだ十分蓄積されているとはいえない。本研究では特に 3 歳以下の子どもを持つ女性のフルタイム雇



用者に焦点を当てて、その就業行動を分析した。分析は多項ロジット・モデルを利用した差分法 (difference in difference method) を利用した。分析では、データを二つのグループに分けている。一つ目のグループは従業員数が 300 人以上 (法律上は 301 人以上だが、データの制約上の理由で 300 人以上としている) のグループである。このグループには、2005 年以降、従業員のワークライフバランスを改善するための一般事業主行動計画を作成し、厚生労働省へ提出することが次世代法により義務付けられている。もう一つのグループは従業員数 299 人以下 (法律上は 300 人以下) のグループである。このグループに対しては、一般事業主行動計画の提出は義務付けされていない。分析の結果、(1) 次世代法の効果は非常に限定的であったと言える。従業員 300 人以上のグループと、それ以下のグループで、従業員の育児休業取得や失業に有意な差はなかった。(2) 従業員 99 人以下の小規模な企業に関しては、育児休業を取得する者が増え、次世代法の効果が限定的ながら認められた。(3) 育児休業の取得が増えているトレンドは確認された。しかし、コントロール変数を含めた回帰分析ではこのトレンドは弱まった。さらに失業が抑制される状況は確認されなかった。従って、次世代法それ自身では、女性の就業状況を改善する証拠は少なく、次世代法自体の効果は非常に限定的であったと言える。そのため、女性が仕事と育児を両立させながら就

業を継続させるためには、次世代法自体の改善や他の政策との組み合わせが必要だと考えられる。

第 3 章の「2007 年所得税改正にともなう高齢者家計の所得弾性値の変化」では、退職前的高齢者を対象として、2007 年の所得税改正の家計への影響について、所得税の限界実効税率に対する所得弾性値の変化を見ることで分析した。税制改正前後で所得弾性値がどのように変化したかを分析することにより、税制改正が家計行動に与えた影響を考察できる。利用したデータは厚生労働省『中高年者縦断調査』である。当調査は 2005 年から実施されており、中高年家計の行動の変化を記録したパネルデータであり、家族構成や所得雇用形態等を把握できる。分析に利用したデータの期間は 2005 年～2010 年である。ただし、推計において所得や限界実効税率の変化率を計算するため、実際の分析期間は 2006 年～2010 年である。この間の 2007 年に所得税制の改正があり、その前後の所得弾性値の変化を計測した。まず、現実の所得税制と家族構成データを利用して、限界実効税率 (所得の微少な変化に対する所得税負担) をシミュレーションで推計した。次に、限界実効税率に対する所得弾性値の変化を差分の差分法 (Difference in Differences Analysis) により推計した。トリートメント・グループは税制改正前後で直面する法定限界税率が異なる者のグループであり、コントロール・グループは直面する法定限界税

率が同じ者のグループである。分析の結果、収入及び課税所得の弾力性は税制改正後に有意に上昇していた。弾力性が高まる程度は推計に利用するデータの期間で異なる。改革直後は弾力性の変化は小さいが、推計期間を長くした場合には弾力性が高まる傾向がある。雇用形態がわかる回答者本人のデータを利用し、雇用形態別に弾力性を推計すると、収入に関してフルタイムで弾力性は有意に高まった。しかし全体データと比較すると、高まる度合いは低かった。課税所得に関しては有意ではないデータが多かった。パート及び派遣・嘱託ではデータが十分ではなく適切な推計ができなかった。

第4章の「働き方と金融資産蓄積に関するパネル実証研究」では、『中高年者縦断調査』を利用し、退職前後の家計について過去の働き方や現在の就業状況と金融資産蓄積との関連性を分析した。その結果、日本的雇用慣行の下で典型的に働いてきた者が最も金融資産の蓄積があった。一方、同じ会社員でも転職経験があると金融資産の蓄積が進んでいない傾向があった。これらの結果はFeldstein(1974)等が言う公的年金と金融資産の資産代替効果と逆の関係と言える。また住宅ローンの返済や扶養する子供がいる場合は支出額が増加し金融資産が減少する傾向があった。逆に6大疾病に何れかの診断があると金融資産が高まる傾向があり予備的貯蓄と整合的であった。

第5章の「中高年者の介護負

担」は今年度新規に研究を実施したものである。当研究は中高年者にかかる介護の負担を分析した。少子高齢化社会において中高年者の就業促進は社会的目標となっているが、介護負担は中高年者の就業を左右する要素の1つである。成年者における子育て負担は認識されつつあり、施設等の充実による待機児童解消などが進められている。一方で中高年者の介護負担に対する認識は十分でなく、今後の在宅介護の推進により中高年者の介護負担は増加する懸念もある。本研究では厚生労働省が実施している『中高年者縦断調査』の個票データを用い、中高年者の介護負担の実態を明らかにした。特に就業への影響(就業との関連)に注目し、大規模データを用いて先行研究を再確認するとともに、追加的な分析を試みた。分析の結果、有配偶女性や無配偶女性では、先行研究と同様に介護負担により就業確率が下がる傾向があった。さらに先行研究では見られない就労時間が短くなる傾向がみられた。子育て対策と同様に介護と仕事を両立できる環境の整備や、家庭内での男女の役割分担の見直しが今後の課題であると考えられる。

## E. 結論

本研究は、『成年者縦断調査』および『中高年者縦断調査』を利用し、中高年者の雇用選択、中高年者と成年者の就業状況パターン、次世代育成支援対策推進法の効果、2007年所得税改正による家計行動の変化、退職を迎え

る中高年者の金融資産蓄積動向及び中高年者の介護負担について分析した。第1に、中高年者の雇用選択については、賃金、労働時間、総収入、受け取る年金額、金融資産、健康状態、介護等に依存するものであった。家計は年金額を削減されると、賃金率、労働時間、収入に換算して削減された分に相当する労働収入が得ようとする傾向がある。そのため、財政健全化のためにさらなる年金額の減額を検討する際には、減額を補えるような雇用機会を生み出す政策を同時に検討することが重要だと思われる。第2に、高年者と成年者の就業状況パターンについては、2007年から2009年にかけては就業状態に変化が少なく、特に非ホワイトカラーのクラスや自営のクラスからホワイトカラー・正規のクラスへ移行する確率がゼロとなるなどの結果が得られた。若年者と高齢者の雇用に関して明確な関連性はないことが示唆される。第3に、次世代育成支援対策推進法それ自体の効果は認められなかった。女性が仕事と育児を両立させながら就業を継続させるためには、次世代法自体の改善や他の政策との組み合わせが必要だと考えられる。第4に、中高年家計は2007年所得税改正により所得弾性値が有意に高まっていた。所得税減税がある場合には、雇用環境によっては収入を高めようとする行動が予想される。第5に、中高年者家計の金融資産蓄積動向は、Feldstein(1974)等が言う公的年金と金融資産の資産代替効果と逆の関

係であり、受け取る年金額が多いと考えられる者ほど金融資産の蓄積があった。そのため、年金額が低い家計への支援を検討する必要があるかもしれない。最後に中高年者の介護では、有配偶女性や無配偶女性では、介護負担により就業確率が下がる傾向のほか、先行研究では見られない就労時間が短くなる傾向がみられた。子育て対策と同様に、介護と仕事を両立できる環境の整備や、家庭内での男女の役割分担の見直しが、今後の課題と考えられる。

## F. 健康危険情報

該当するものはない

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

北村智紀(2014 予定)「過去と現在の働き方と金融資産蓄積に関するパネル実証研究」『証券経済学会年報』, 2014年発刊予定(査読付き研究論文として採択済み(2014年5月8日採択))

### 2. 学会発表

北村智紀・中嶋邦夫・上村敏之「男性高齢会社員の雇用形態及び退職行動の分析—中高年縦断調査を利用した固定効果ロジット分析—」日本保険・年金リスク学会 (JARIP) 第11回大会 (2013年東京)

Tomoki Kitamura, Kunio Nakashima, and Toshiyuki Uemura, "Estimating the Trade

Off Between Continuing in the Labor Force and Pension Benefits Using Panel Data in Japan.” Southern Economic Association 83th Annual Meetings (2013 年米国タンパ)

北村智紀・中嶋邦夫・上村敏之「男性高齢会社員の雇用形態および退職行動の分析 — 『中高年縦断調査』を利用した固定効果ロジット分析」家計経済研究所パネルコンファレンス(2013 年東京)

松浦民恵・北村智紀・中嶋邦夫「育児休業取得に対する次世代法の政策効果」日本労務学会第 43 回全国大会(2013 年大阪)

松浦民恵・北村智紀・中嶋邦夫「育児休業取得に対する次世代法の政策効果」日本経済学会 2013 年秋季大会(2013 年横浜)

北村智紀「高齢者の年金・金融資産・消費および退職行動の関係」証券経済学会第 79 回大会(2013 年東京)

中嶋邦夫「中高年者の介護負担」生活経済学会第 30 回研究大会(2014 年予定(発表採択済み))

Tomoki Kitamura, Kunio Nakashima, and Toshiyuki Uemura, “Estimating the Trade Off Between Continuing in the Labor Force and Pension Benefits Using Panel Data in Japan.” 20th International Panel

Data Conference (2014 年予定(発表採択済み))

Tomoki Kitamura, Tamine Matsuura, and Kunio Nakashima, “Empirical Evaluation of Japan’s 2003 Law Regarding Childcare Support: Effects on Full-time Female Employment,” 20th International Panel Data Conference (2014 年予定(発表採択済み))

Kunio Nakashima, “Job change trends among the elderly and young people of Japan in the 2000s,” 20th International Panel Data Conference (2014 年予定(発表採択済み))

H. 知的財産権の出願・登録状況  
平成 25 年度なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
北村智紀	過去と現在の働き方と 金融資産蓄積に関する パネル実証研究	証券経済学会 年報	2014年度号 (発刊予定)		年(発刊 予定)

